

# 八汐苑「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(栃木県指定 0971100045 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

\*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

## ◆◆目次◆◆

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1. 事業者           | 8. 個人情報の保護について       |
| 2. 事業所の概要        | 9. 緊急時の対応について        |
| 3. 事業所の運営方針      | 10. 苦情の受付について        |
| 4. 併設事業          | 11. 介護サービス情報公表制度について |
| 5. 職員の配置状況について   | 12. 虐待防止について         |
| 6. 事業内容について      | 13. 身体拘束防止について       |
| 7. サービスと利用料金について | 14. 業務継続計画について       |

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 厚生会
- (2) 法人所在地 栃木県矢板市平野 1 3 6 2 番地 1 2
- (3) 電話番号 0 2 8 7 - 4 3 - 1 8 7 2
- (4) 代表者氏名 理事長 猪瀬 尚孝
- (5) 設立年月日 昭和 45 年 3 月 7 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
平成 11 年 12 月 1 日指定 栃木県 0 9 7 1 1 0 0 0 4 5 号
- (2) 事業所の目的 福祉サービスを必要とする者が心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 八汐苑
- (4) 事業所の所在地 栃木県矢板市平野 1 3 6 2 番地 1 2
- (5) 電話番号 : 0 2 8 7 - 4 3 - 9 9 7 7  
ファクス : 0 2 8 7 - 4 3 - 9 9 7 6
- (6) 管理者・主任介護支援専門員氏名 : 今泉 仁志
- (7) 開設年月日 : 平成 11 年 12 月 1 日

## 3. 事業所の運営方針

当事業所は、利用者の心身の状況を踏まえ、可能な限り居宅に置いて生活できるよう適切な計画を立てます。また利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し行うものとします。

## 4. 併設事業

- 【介護老人福祉施設】 平成 11 年 12 月 1 日指定 栃木県 0971100045 号
- 【短期入所生活介護】 平成 11 年 12 月 1 日指定 栃木県 0971100045 号
- 【通所介護事業所】 平成 14 年 11 月 1 日指定 栃木県 0971100128 号
- 【介護予防短期入所生活介護】 平成 18 年 4 月 1 日指定 栃木県 0971100045 号
- 【介護予防通所介護】 平成 18 年 4 月 1 日指定 栃木県 0971100128 号

## 5. 職員の配置状況について

当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 事業所長（管理者・主任介護支援専門員） 1 名
- (2) 介護支援専門員 5 名

## 6. 事業内容について

### (1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

介護保険事業所番号	栃木県 0971100045 号
サービス提供地域	栃木県 矢板市、塩谷町、さくら市、 那須塩原市、大田原市

### (2) 営業時間

平日（月～金）	午前 8時30分 ～ 午後 5時30分
---------	---------------------

※ 24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等の相談に応じています。

## 7. サービスと利用料金について

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

### (1) サービスの内容

#### ① 居宅サービス計画の作成（契約書第3条参照）

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅サービス計画を作成します。

〈居宅サービス計画の作成の流れ〉

- 1) 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2) 居宅サービス計画作成の開始にあたって、当該地域における各指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正かつ公正に利用者や家族に対して提供した上で、サービスおよび事業所の選択をしていただきます。
- 3) 介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- 4) 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与（契約書第4条参照）

- ・ 利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行い居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ 利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更（契約書第5条参照）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護支援専門員の交替（契約書第6条参照）

1) 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

2) 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

⑤ 介護保険施設への紹介（契約書第7条参照）

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金（契約書第9条参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。

① 居宅介護支援費（特別地域居宅介護支援加算含む）

要介護 1・2 の方	12,490 円
要介護 3～5 の方	16,230 円
特定事業所加算（Ⅱ）	4,210 円
初回加算	3,000 円
退院・退所加算	カンファレンス参加無 4,500 円
〃	カンファレンス参加有 6,000 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,500 円
	（Ⅱ） 2,000 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000 円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000 円
通院時情報連携加算	500 円

② 交通費

通常の実業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した経費は、実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合、通常の実業所実施地域を超えた地点から概ね 1km あたり 20 円を徴収させていただきます。

③ 利用料金のお支払い方法

料金が発生する場合、月毎の清算として、毎月 15 日迄に前月分の請求を致しますので、20 日以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと領収書を発行致します。

8. 個人情報の保護について（契約書第 11 条参照）

- (1) 事業者は利用者及びその家族等の個人の情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- (2) 事業者が得た利用者及び家族等の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の了解を得るものとし、